

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

富良野市立樹海学校 令和6年（2024年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの児童生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、いじめ防止対策委員会で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断はいじめ防止対策委員会により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

樹海学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPに
掲載予定です。

- 1 いじめ防止に向けての基本姿勢いじめの兆候を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。
- 2 いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。
- 3 いじめの早期解決のために、学校内だけでなく、保護者・地域・各関係機関・専門家等とも協力して解決にあたる。

樹海学校
いじめ対策組織
の役割や活動

樹海学校「いじめ防止対策委員会」について

○メンバー 生徒指導係・教務・養護教諭・特支C・教頭・校長・該当担任・警察等関係機関

○役割

- ① 調査方針・方法の確認
- ② 事実の確認、指導方針・体制の確立
- ③ 保護者・関係機関への連絡・相談・報告、事態収束の判断等

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

○未然防止の取組

- ・いじめ撲滅集会、挨拶運動、教育相談、縦割り活動、児童生徒会活動

○早期発見の取組

- ・学校生活アンケート、いじめアンケート、web-QU、教育相談
いじめ対応ガイドブック・支援ツール「コンパス」

○保護者との連携

- ・参観日、学級懇談会、保護者面談

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

○最近、「食欲がない」「具合が悪そうだ」「学校の話をしたがらない」等々、いつもと様子がおかしいと感じたら、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮なく相談してください。連絡先 27-2307 (樹海学校)
○おなやみポストも活用できます。

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12 時 12~17 時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
上川教育局教育相談電話 (電話)	0166-46-5243	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

3 「樹海っ子いじめZERO宣言」(令和6年度)

令和6年6月14日(金) 「いじめ撲滅集会」

「いじめをなくすために大切なことは何か」を考え、話し合い、
2～9年生全員で作成しました。

<富良野市立樹海学校 いじめ防止スローガン>

- 1 相手の気持ちを考えて 仲間外れにさせないで
自分がされて嫌なことはしない
- 1 周りを見て 人の良いところを見つけ合い
嫌な気持ちにさせない
- 1 広い視野をもち 誰かが傷つくようないじめは
悪いと理解する
- 1 思いやりの心を 自分も相手も大切にする

私たち樹海っ子は、誰もつらい思いをしないで、
学校生活を送れるように「いじめZERO」を誓い、
いじめ撲滅をここに宣言します。

樹海学校「学校いじめ防止基本方針」

令和6年4月11日

はじめに

現在、学校教育のみならず「いじめ問題」は社会全体の課題である。また、近年のインターネットの普及により、新たないじめも生じ、複雑化・潜在化している現状にある。また、いじめはどの生徒においても起こり得る可能性があり、状況によっては、生命に関わる重大な事態を引き起こす可能性さえある。

こうした中で、今一度、全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、校長のリーダーシップのもと組織的にいじめ対策に取り組むことが求められている。

このため、本校においても、いじめの問題は人権に関わる重大な問題と捉える。そして、教育の根幹に人権教育を据え、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識と考え方を示すとともに、具体的な手立てや対応の在り方等も加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するために、「学校いじめ防止基本方針」を定めた。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めることが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団に無視される。
- 軽くぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

- いじめの事実を認めたくない、保護者に心配をかけたくない等の理由でいじめの事実を否定する可能性があることを想定する。
- けんかやふざけ合いの場合でも背景や事業の調査を行う。
- SNS やインスタグラム等でグループを外されたり、誹謗中傷される。 等々

2 いじめ防止対策の基本的な考え方

(1) いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、いじめはどの子どもにも起こり得るという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全職員で示す。

① 教職員の気づき

児童生徒たちや学級の様子を知るためには、教職員の気づきが大切である。同じ目線で物事を考え、共に笑い、涙し、怒り、児童生徒たちと場を共にすることが必要である。その中で、児童生徒たちの些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる感性を高めていくことが求められている。

② 実態把握

児童生徒たちの個々の状況や学級・学年・学校の状態を把握したうえで、いじめ問題への具体的な指導計画を立てることが必要である。そのためには、生徒たち及び保護者への意識調査や学級内の人間関係をとらえる調査、生徒たちのストレスに対して心理尺度等を用いた調査等を実態把握の一つの方法として用いることも有効である。また、配慮を要する子どもたちの進級や進学、転学に際しては、教職員間や学校間適切な引き継ぎを行う。

(2) いじめの未然防止

いじめ問題において、「いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり」等、未然防止に取り組むことが最も重要である。そのためには、「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む必要がある。生徒・保護者の意識や背景、地域・学校の特性等を把握したうえで、年間を見通した予防的、開発的な取組を計画・実施する必要がある。

(3) いじめの早期発見

いじめは、早期に発見することが、早期の解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員と児童生徒たちとの信頼関係の構築に努めることが大切である。いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童生徒たちの小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させることが求められる。また、児童生徒たちに関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者の方とも連携して情報を収集することが大切である。いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。

(4) いじめへの対処

いじめられている児童生徒の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応することが重要である。また、いじめの再発防止をするために、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る必要がある。

(5) 家庭との連携について

P T Aの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針を提供し、意見交換する場を設ける。また、いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さなどを具体的に理解してもらうために、保護者研修会の開催やホームページ、学校・学級だより等による広報活動を積極的に行うことも大切である。また、コミュニティ・スクール協議会を活用するなど、いじめの問題について、地域、家庭と連携した対策を推進していく。

(6) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要であり、警察や児童相談所との適切な連携を図るため、平素から学校や関係機関の担当者との情報の共有体制を築くことが大切である。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②分かる、できる授業を展開し、児童生徒一人一人が成就感や充実感を持てる授業実践に努める。

(2) 道徳教育の実践

- ①児童生徒一人一人の自己肯定感を高め、自己肯定感を育む。
- ②すべての教育活動において人権教育の精神や思いやりの心を育てる。

(3) 相談体制の整備

- ①児童生徒教育相談の実施(年3回)
- ②保護者面談の実施(年3回)

(4) その他

- ①いじめについての校内研修を推進する。
- ②コミュニケーション能力を高める活動を推進する。
- ③児童生徒会(樹会)活動の全校的な取組を通して仲良く活動する基盤を作る。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けた取組

(1) いじめの早期発見

① 児童生徒の変化を見逃さない日常的な観察

授業はもとより、中休みや昼休み、放課後等の場面で、児童生徒と共に過ごす機会を積極的に設け、様子に目を配りながらいじめの早期発見に努める。

②指導の観点

担任を中心として教職員間で情報を共有し、学級内の人間関係など気になる言動が見られた場合は適切な指導を行い相談・助言にあたる。

③教育相談、スクールカウンセラーの活用

児童生徒が日頃から気軽に相談できる環境をつくり、教職員と子どもたちとの信頼関係を形成するとともに、スクールカウンセラー等とも連携し相談しやすい体制を整える。また、年2回の教育相談を設ける。また、保護者との年2回の面談を実施する

④いじめアンケート等による早期発見

発見の手立ての一つであるという認識でアンケートを実施する。いじめがある場合、その場で記入することが難しい状況も考えられ、実施方法について学級の実情等配慮する。

(2) いじめの早期対応・具体的な手立て

①全職員の共通理解による組織的対応

いじめ防止対策委員会を主体に、職員の共通理解のもと役割分担等、組織的な対応を進める。

- ・ 正確かつ迅速な事実関係の把握
- ・ 指導の記録化
- ・ 公表の在り方の検討
- ・ 関係機関との連携

②いじめられた児童生徒への指導

教員組織で登下校・休み時間等を含め、見守る体制を確立し、いじめを許さない対応や当該児童生徒の気持ちを受け入れた共感的な対応を進める。また、自己存在感（自己有用感）を持たせる活動や、友人関係・学級集団づくりへの支援を行う。

- ・ いじめ解決と徹底して守り通すことを言葉と態度で示すなどの全教職員による対応
- ・ 教師と当事者との客観的な事実に基づいた真剣な話し合い
- ・ 養護教諭・スクールカウンセラー等との連携
- ・ 学級活動や部活動など児童生徒の立場に立った指導の工夫

③いじめた児童生徒への指導

いじめは許さないという毅然とした指導とともに、心理的な孤立感・疎外感を与えないようにしながら状況や背景にも目を向けさせ、いじめは人権を侵す行為であることやいじめられる側の気持ちにも気づかせる指導を徹底する。

- ・ 教師と当事者との客観的な事実に基づいた真剣な話し合い
- ・ 自己の行為を考えさせ、相手の痛みを理解させる指導

④学年・学校全体への指導

当事者だけの問題にとどめず、学年また学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁者への転換を促すとともに、豊かな人間関係を育むための指導を進める。

- ・ はやしたてたり傍観することは、いじめ同様に許されないことを理解させる指導
- ・ いじめを大人に伝えることは正しい行為であることを理解させる指導

⑤当該保護者への対応

- ・ 客観的な事実及び指導経過の報告、情報交換に努める。

- ・被害児童生徒の保護者には共感的態度で解決への取組を伝え、児童生徒の変容など相談体制を密に進める。
- ・加害児童生徒の保護者には客観的な事実関係を説明し、よりよい解決のための協力と家庭での指導を依頼し、今後の関わり方などを共に考え、具体的助言・支援をめざす。

⑥家庭・地域・各関係機関との連携や協力要請

児童生徒の命に関わるような重大ないじめなど必要に応じて学年保護者会を開催し理解・協力を求める。

- ・個人情報の取り扱いに配慮した適切な情報提供
- ・教育委員会等関係機関への報告

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- ・児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ・児童生徒等や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき。

(2) 重大事態の対処

- ・重大事案が発生した旨を市教育委員会へ速やかに報告する。
- ・富良野市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する方針を決定する。
- ・事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ・上記の調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者・関係機関へ事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめに対する指導体制

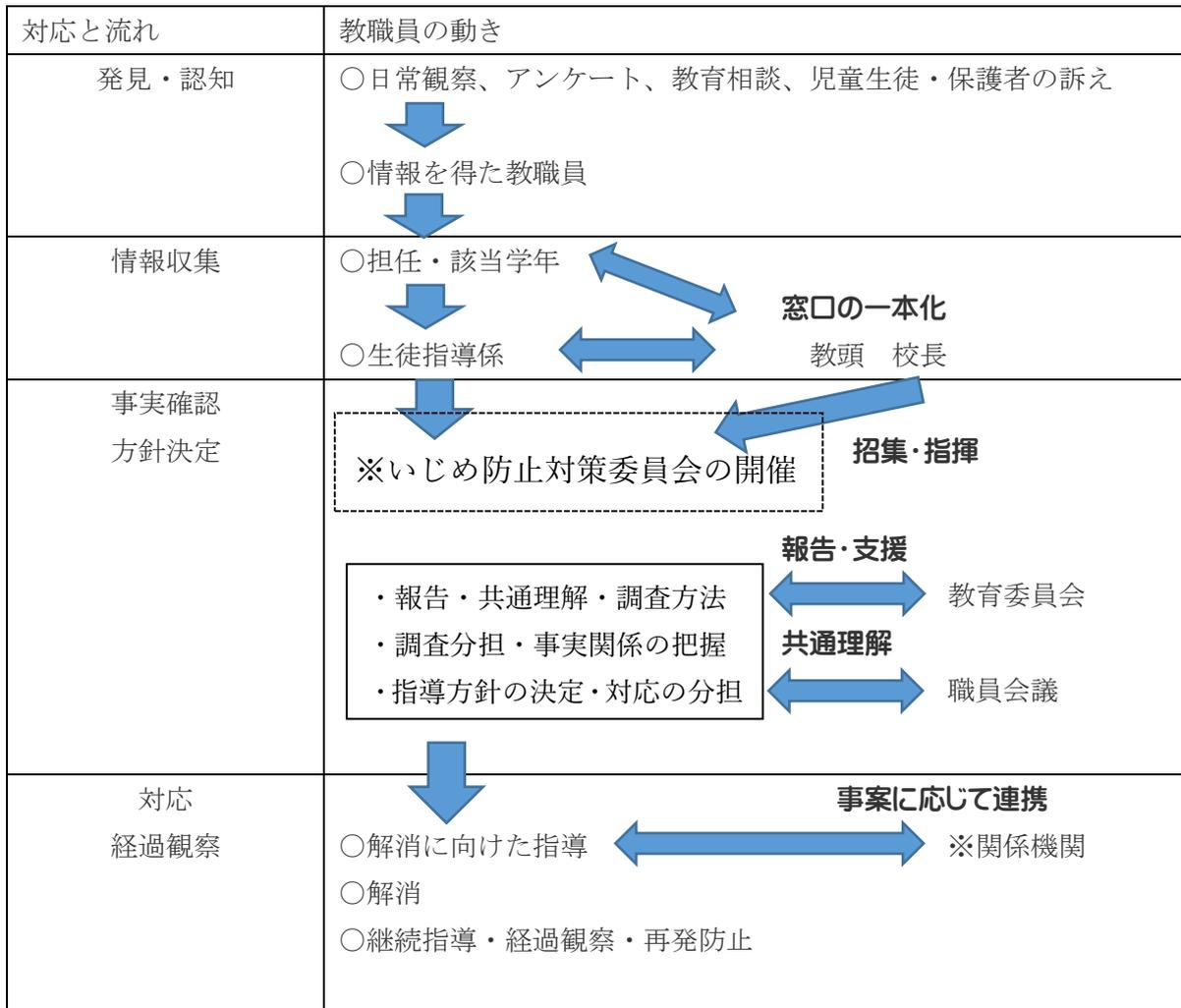
(1) 基本的な考え方

- ・発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。
- ・被害児童生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童生徒を指導する。
- ・加害児童生徒に対しては、謝罪や責任を形式的に問うことを主眼に置くのではなく、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

(2) いじめが発生した際の対応

- ・児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に対応する。
- ・いじめ防止対策委員会が中心となり、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、いじめの有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告する。
- ・児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害を生じるおそれがある場合は直ちに関係機関に連絡し、適切な支援を求める。

(3)いじめ対応の基本的な流れ



※いじめ防止対策委員会(「いじめ防止対策推進法第22条」)

- ・目的 学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行う
- ・構成員 生徒指導、教頭、教務主任、特支C、担任、養護教諭、校長
- ※必要に応じて、スクールカウンセラー、警察など構成員以外の関係者を招聘できる。
- ※関係機関
 - ・上川教育局・児童相談所・富良野警察署 東山駐在所・樹海学校 PTA
 - ・児童民生委員・学校運営協議会・SC

6 年間指導計画

	会議等	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4	新年度会議 職員会議 いじめ防止対策委員会	樹会活動(通年) 樹会総会・部活説明会 児童生徒教育相談 あいさつ運動	健康相談(随時)	学校だより(通年) 参観日・懇談会 保護者面談
5	学級経営交流会 実態交流	運動会縦割り活動	web—QU の実施	よさこい指導
6	職員会議 いじめ防止対策委員会	いじめ撲滅集会	いじめアンケート	
7			学校生活アンケート	ふるさと祭り 鉄材回収 保護者学校評価 参観日・懇談会
8	職員会議			
9		児童生徒教育相談		相撲大会 保護者面談
10	職員会議		web—QU の実施	演劇祭
11	3者面談 実態交流 いじめ防止対策委員会		いじめアンケート	東山文化祭
12	職員会議	校内研修(要請訪問)		保護者学校評価 参観日・懇談会
1	職員会議			
2	職員会議	樹会総会 児童生徒教育相談		保護者面談 参観日・懇談会 学校運営協議会
3	職員会議 反省会議 いじめ防止対策委員会	9年生を送る会 卒業式		

7 いじめ防止基本方針 全体計画

